

一部事務組合等の取扱いについて（その1）

一部事務組合等の取扱い（その1）について、次のとおり提出する。

平成 15 年 12 月 25 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

一部事務組合等の取扱いについて（その1）

一部事務組合等の取り扱い（その1）については、次のとおりとする。
大分県町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
大分県消防補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
大分県町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
大分県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
公平委員会については、新市において設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。